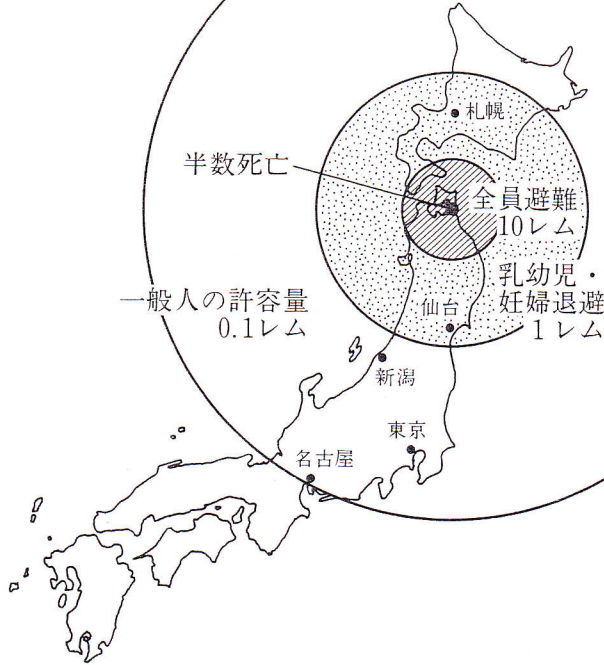


(B) 航空機墜落あるいは大地震による廃液タンク破壊

航空機事故に対して仮に推進側の言うように完全に守られていたとしても、廃液タンクからの放射能漏れ事故は、大地震による破壊によっても、西ドイツの IRS-290 報告で解析されているように、タンクの冷却能力の喪失によっても起こりかねません（実際にラ・アークの1980年4月の事故では、冷却能力の喪失がきわどいところまでいき、もう溶液の沸騰が始

第Ⅳ部 再処理——「死のサイクル」の終着点

図Ⅳ-15 再処理工場事故の一評価例
(避難の区分は政府指針による)



まっていたということである。

さて、ここでの基本的仮定は、強く濃縮された廃液 100m³を含むタンクが破壊され、その内蔵放射能（ストロンチウム-90，ルテニウム-106，セシウム-134，セシウム-137が問題となります）の1%が外部に放出されたと考えます。航空機墜落とか地震などの状況では、とてもフィルターなどまともに働かないでしょう

から、ほんとうは、もっと大量の放射能放出もありうるかと仮定してよいかもしれませんが、ここでは1%という仮定にしておきます。

実際の放出量は、

| | | | |
|------------|----------------------|---------|------|
| ストロンチウム-90 | 1.7×10 ¹⁵ | (1700兆) | ベクレル |
| ルテニウム-106 | 1.1×10 ¹⁵ | (1100兆) | 〃 |
| セシウム-134 | 1.3×10 ¹⁵ | (1300兆) | 〃 |
| セシウム-137 | 2.3×10 ¹⁵ | (2300兆) | 〃 |

です。他の計算の前提・仮定は先のプルトニウムの場合と同じですが、放出高は地上0mと考えています。

「核燃料サイクル施設批判」高木仁三郎著
P. 227-229